

平成26年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の期間

平成27年7月30日から平成27年8月17日

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	会 計 名	資 金 不 足 比 率		経営健全化 基準
		平成26年度	平成25年度	
公営企業法 適用企業	水道事業会計	—	—	20.0
	ガス事業会計	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	20.0
	病院事業会計	—	—	20.0

※ ① 資金不足額がない場合は、「—」で表示する。

② 地方公営企業会計制度の改正に伴い、平成28年度決算までの経過措置として、資金不足額の算定において流動負債中の賞与引当金等引当金及びリース債務並びに流動資産中の貸倒引当金の算入が猶予されている。

(2) 個別意見

資金不足比率は、水道事業会計、ガス事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の全公営企業会計において、資金不足額が生じていないため、算出表示されない。

(3) 是正改善すべき事項

特に指摘すべき事項はない。